

# 社員名簿開示請求

日本アニメーター・演出協会（JAniCA） 代表理事  
ヤマサキオサム 様

私は日本アニメーター・演出協会を設立した一会員として、定款に基づいて、1月中の臨時総会招集について会員（社員）諸氏に賛否を問いたいと思います。

一般社団法人法 第31条、32条に基づいて開示を請求します。

開示請求理由：臨時総会招集について賛否を問うため

可否は2010年12月13日までにご通知下さい。

法に反して開示できない場合は、その理由を明確に述べて下さい。

以上

JAniCA 発起人 / 無料正会員  
アニドウ代表  
オープロダクション代表取締役  
なみきたかし

---

一般社団法人法

（社員名簿）

第三十一条 一般社団法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿（以下「社員名簿」という。）を作成しなければならない。

（社員名簿の備置き及び閲覧等）

第三十二条 一般社団法人は、社員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 社員名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 社員名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。（以下略）

---